

広報

大地

令和2年5月1日発行

〈発行所〉

空知郡中富良野町丘町7番18号

富良野土地改良区

TEL 0167-44-2131

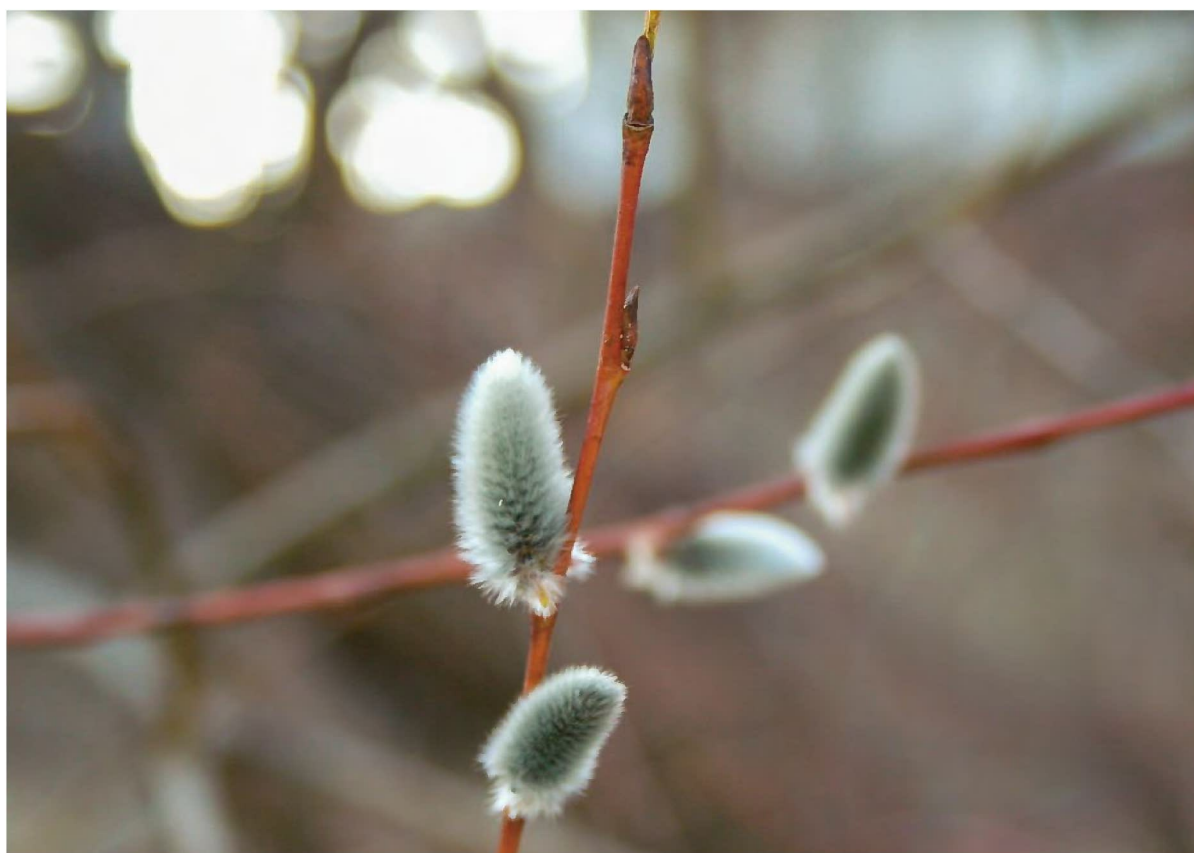
FAX 0167-44-2736

E-mail : soumu.kairyoku@furano.ne.jp

ホームページ

<https://www.furano.ne.jp/midorinet>

〈編集〉 総務課



当改良区事務所近くの公園にて冬の終わりを告げるネコヤナギ
猫のしっぽのような花穂（かすい）が特徴

豊かな水と大地



No. 40

おもな内容

- 令和元年度 通常総代会概要
- 令和2年度 予算関連
- 令和2年度 事業概要
- 賦課金について
- 改良区からのお願い
- パルプ等の操作方法と落水後の管理について
- 安全管理体制について
- 山手幹線掛かり組合員へのお願い
- 職員募集について
- 水と里ネットぶらの組織図
- 総代選挙について
- 新人職員の挨拶について

令和元年度（平成三十一年度） 通常総代会を開催する

令和元年度通常総代会を去る三月二十五日、午前九時より本土地区改良区大会議室において開催した。

今回の通常総代会は新型コロナウイルスの感染症の拡大防止対策を鑑みて、特例措置として書面議決を行うこととした。

総代現員数四十一名の内、三名が出席、三十八名が書面による議決を行った。鈴木理事長の挨拶及び提案要旨説明の後、議長に関澤



議長就任挨拶をする関澤総代

章宏総代（平原地区）を選任、議事録記名人に炭田茂利総代（草分地区）・三好一浩総代（平原地区）を指名し、

令和元年度 中間監査報告について

報告第一号 総代の書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使について

報告第二号 准組合員制度導入に係る協議について

議案第一号 富良野土地改良区定款の一部改正について

議案第二号 富良野土地改良区定款附属書役員選挙規程の一部改正について

議案第三号 富良野土地改良区規約の一部改正について

議案第四号 富良野土地改良区利水調整規程の設定について

議案第五号 国営鳥沼宇文土地改良事業（国営施設応急対策）の施行申請について

議案第六号 土地改良財産の取得及び処分について

議案第七号 国営富良野盆地地区換地処分に伴う土地改良財産

（地上権）の処分について

議案第八号 令和元年度 富良野土地改良区一般会計収入支出第三回補正予算について

議案第九号 予算の繰越について

議案第十号 令和元年度 富良野土地改良区特別会計（発電事業会計）収入支出第一回補正予算について

議案第十一号 令和二年度 賦課金の賦課徴収方法とその時期について

議案第十二号 令和二年度 積立金の処分について

議案第十三号 令和二年度 日本政策金融公庫資金の借入について

議案第十四号 令和二年度 地区除外等決済金の徴収方法とその時期について

議案第十五号 令和二年度 役員等の報酬について

議案第十六号 令和二年度 富良野土地改良区一般会計収入支出予算について

議案第十七号 令和二年度 富良野土地改良区特別会計（発電事業会計）収入支出予算について

案件毎に慎重審議し、全案件原案通り承認可決した。

平成三十一年四月一日から施行された改正土地改良法の中で、総代会において、総代は書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使ができるようになった。しかし当区においては、総代会における議論活性化を促すため、導入しないこととした。

さらに、借地における土地所有者を准組合員、多面的機能支払交付金における活動組織等を施設管理准組合員とすることもできるようになった。しかし当区では、従来から耕作者が組合員となり、その意見が当区の運営等に十分反映されており、また借地に係る土地所有者からの当区の運営等に関する意見の申し出もなく、トラブルが生じていないため、導入を見送ることとした。

これらの案件については、上記の通常総代会において了承をいただいている。

但し、これらの制度の導入がより当区の利益につながる場合や、これらの制度を利用したいという旨の意思表示があった場合は、改めて検討を行う。

土地改良法改正について

平成三十一年四月一日から施行された改正土地改良法の中で、総代会において、総代は書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使ができるようになった。しかし当区においては、総代会における議論活性化を促すため、導入しないこととした。

さらに、借地における土地所有者を准組合員、多面的機能支払交付金における活動組織等を施設管理准組合員とすることもできるようになった。しかし当区では、従来から耕作者が組合員となり、その意見が当区の運営等に十分反映されており、また借地に係る土地所有者からの当区の運営等に関する意見の申し出もなく、トラブルが生じていないため、導入を見送ることとした。

これらの案件については、上記の通常総代会において了承をいただいている。

但し、これらの制度の導入がより当区の利益につながる場合や、これらの制度を利用したいという旨の意思表示があった場合は、改めて検討を行う。

案件毎に慎重審議し、全案件原案通り承認可決した。

令和2年度 一般会計収入支出予算

科目別

(単位：千円)

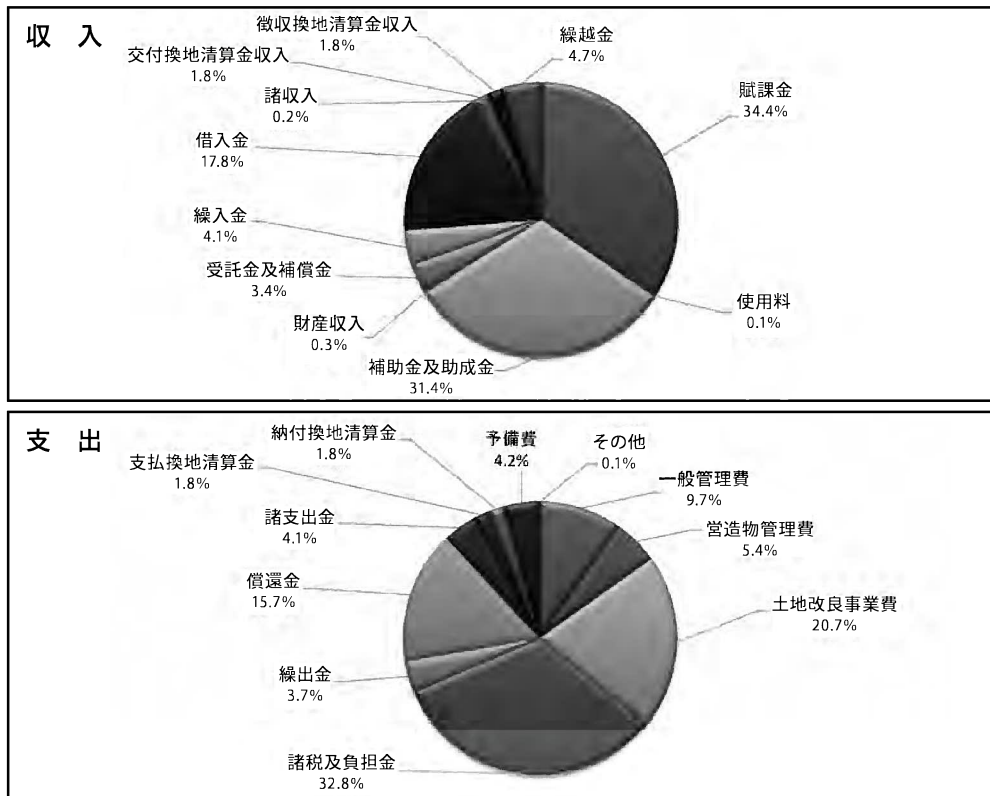
地区別

(単位：千円)

収 入			支 出		
款	科 目	予 算 額	款	科 目	予 算 額
1	賦 課 金	526,066	1	一 般 管 理 費	148,819
	(経 常)	281,208	2	営 造 物 管 理 費	82,261
	(特 別)	244,858	3	選 挙 費	100
2	使 用 料	1,630	4	土 地 改 良 事 業 費	315,459
3	補 助 金 及 助 成 金	480,004	5	諸 税 及 負 担 金	501,566
4	財 産 収 入	3,818	6	繰 出 金	56,624
5	受 託 金 及 補 償 金	52,237	7	償 還 金	239,172
6	繰 入 金	62,398	8	諸 支 出 金	62,687
7	借 入 金	272,380	9	交 付 金	306
8	諸 収 入	2,999	10	推 進 費	800
9	交付換地清算金収入	27,389	11	支払換地清算金	27,389
10	徴収換地清算金収入	27,389	12	納付換地清算金	27,389
11	繰 越 金	70,939	13	予 備 費	64,677
合 計		1,527,249	合 計		1,527,249

地 区	予 算 額
共 通	605,391
草 分 地 区	91,303 ※
東 中 地 区	474,672 ※
平 原 地 区	191,703 ※
扇 山 地 区	86,641 ※
東 郷 地 区	27,078
空 知 川 地 区	25,548
フ ラ ヌ イ 地 区	24,913
合 計	1,527,249

※空知川・フラヌイ地区分を控除



令和2年度 特別会計(発電事業会計) 収入支出予算

科目別

(単位：千円・%)

収 入				支 出			
款	科 目	予 算 額	比 率	款	科 目	予 算 額	比 率
1	経 常 収 入	3,990	100.0	1	経 常 支 出	536	13.4
				2	経 常 外 支 出	3,454	86.6
合 計		3,990	100	合 計		3,990	100

令和2年度 各事業概要

国営事業

地区数：3地区

総事業費：545億8,000万円

今年度事業費：7億8,700万円

1. 国営かんがい排水事業 ふらの地区 6億4,000万円
工事内容：東郷ダム試験湛水一式（完了）
2. 国営農地再編整備事業 富良野盆地地区 9,700万円
工事内容：支線道路改良及び換地処分一式（完了）
3. 国営施設応急対策事業 烏沼宇文地区 5,000万円
工事内容：北6号用水路 調査設計一式（新規）



東郷ダム(ふらの地区)



区画整理(富良野盆地地区)

道営事業

地区数：12地区（継続9地区、完了1地区、新規2地区）

総事業費：260億2,900万円

今年度事業費：35億6,609万6,000円

1. 農地整備事業（経営体育成型）
継続地区：東中中央地区、東中西地区、東中第1地区、
東中東部地区、扇山南(一期)地区、
扇山南(二期)地区、扇山北地区
新規地区：なかふ中央地区
完了地区：東中南地区
2. 水利施設等保全高度化事業（畑地帯担い手育成型）
継続地区：東山地区
新規地区：老節布地区
3. 水利施設等保全高度化事業（合理化）
継続地区：島津第2地区



疎水材投入状況



畦畔築立状況

その他の事業

1. 団体営事業

- 1) 農地耕作条件改善事業（島津西幹線） 島津西幹線地区 事業費：1,000万円
用水路改修 L=2.43m
- 2) 農地耕作条件改善事業（日新第1幹線第2分水路） 島津西幹線地区 事業費：300万円
用水路改修 L=99.1m

2. 防衛省補助事業

- 障害防止対策事業 ヌノッペ地区 総事業費：15億1,800万円
今年度事業費：5,902万円8,000円
- 用水路工 L=186.0m
機能診断一式

3. 各ソフト事業

1) 国営造成施設管理体制整備促進事業

改良区が管理する土地改良施設の管理に関して、関係団体及び関係者が連絡調整し、適正な管理水準や管理体制及び管理費の分担等を検討することにより、管理の整備強化を図る。

2) 多面的機能支払交付金

・農地維持支払交付金

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援する。

・資源向上支払交付金

地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する。

3) 農地整備事業（経営体育成型）

水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型・畑地帯担い手育成型）

担い手の経営規模拡大による効率的な営農に資するため、または効率かつ安定的な経営体を育成し、農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するために行う区画整理等の工事に際して担い手育成農地集積事業として一定の要件により無利子資金の貸付を行う。

4) 農業経営高度化支援事業

将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図る。

5) 農業経営高度化促進事業（促進費）

担い手（中心経営体）が利用する農地面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進し、通年施行を実施する農地を対象に促進費（所得補償）を交付する。

< 令和2年度 賦課金内訳及び納入期限 >

(10a当たり 円)

地区	経常賦課金				特別賦課金		合計
	1期				2期		
	運営費	維持管理費	第1期計		均等償還等		
草分	2,100	かんばい 2,240 非かんばい 1,830	かんばい 4,340 非かんばい 3,930	かんばい 3,160 非かんばい -	かんばい 7,500 非かんばい 3,930		
東中	2,100	940	3,040	事業賦課金 1,000 償還賦課金 1,960	6,000		
富良野平原	2,100	第11管理組合を除く 2,170 第11管理組合(減免 600) 1,570	第11管理組合を除く 4,270 第11管理組合(減免 600) 3,670	償還賦課金 3,130	第11管理組合を除く 7,400 第11管理組合(減免 600) 6,800		
扇山	2,100	1,170	3,270	償還賦課金 2,230	5,500		
東郷	(田・畑)2,100	(田・畑) 500	(田・畑) 2,600	-	(田・畑) 2,600		

期別	賦課期日	納入期限	内訳
第1期	6月1日	6月30日	運営費・維持管理費
第2期	10月15日	11月13日	地区償還金・個人償還金等
第3期	3月1日	3月22日	分担金・償還金・事業費1%

土地改良事業完了地区あるいは実施地区の受益者の方々については別途個人メニューの工種に係る賦課金があります。

◎ 償還賦課金（2期）

土地改良事業継続地区及び完了地区の償還金に係るものであり、個別に管理している償還年次表により賦課します。

◎ 事業賦課金（3期）

土地改良事業実施地区の当該年度の分担金、借入金償還金（当該年度分利息）及び個人メニュー工種の1%を事務経費として賦課します。

期限内に賦課金の納入をお願いいたします

ご不明な点がございましたら総務課管理係までお問い合わせ下さい。

< 賦課面積及び組合員数の動向 >

(単位：ha 人)

地区	令和元年度(平成31年度)		令和2年度		増減	
	面積	組合員数	面積	組合員数	面積	組合員数
草分	907	127	907	124	-	△3
東中	1,258	123	1,256	119	△2	△4
平原	3,236	281	3,233	276	△3	△5
扇山	469	48	469	45	-	△3
東郷(田)	165	35	165	33	-	△2
東郷(畑)	1,792	206	1,792	205	-	△1
合計	7,827	820	7,822	802	△5	△18

改良区からのお願い

土地の移動・面積に変更がある場合には届出が必要です。

組合員の資格 得喪について

組合員が土地の全部または一部を移動（売買・相続・経営移譲・賃貸借）した場合には土地改良法第四十三条の規定により資格得喪の手続きをしなければなりません。農業委員会・JA・共済組合等の諸手続と同様に土地改良区に対しても手続きを行わなければなりません。他の機関の手続きで自動的に土地改良区も変更する事はありません。届出がなければ賦課金は元の組合員に通知されます。組合員の資格が移動した場合は、両者の印鑑と移動した事を証明するものをご持参の上、土地改良区にご来庁いただき資格得喪の手続きをお願いします。

地区除外等 決済金について

土地改良区の区域内にある農地を農用地以外に転用する場合（宅地、道路用地や河川用地買収等）には、土地改良法第四十二条第二項および地区除外等処理規程に基づき、地区除外申請手続きを行い、決済金を納めなければなりません。

これは、賦課面積の減少により残る組合員に対し不当な割高負担を掛けないために、転用地に係る分についての一定期間分の維持管理経費及び関係する事業償還金を一括して一時に支払うものです。この手続きがなされない、賦課台帳に

反映されず従前の面積で賦課されるので、必ず印鑑をご持参の上、ご来庁いただき決済の手続きをして下さい。
なお、組合員資格得喪・農地転用による地区除外申請の申請様式を、ホームページに載せておりますのでご利用ください。詳細については総務課管理係までお問い合わせ願います。

本年度の決済金(一般)

(単位：10a 当り)

地区	決済金	
草分	かんばい区域	59,700 円
	非かんばい区域	39,300 円
東中		52,000 円
富良野平原	不可避を除く	51,000 円
	不可避	43,300 円
扇山		63,000 円
東郷	田、畑	33,700 円

*上記の外に、個人メニューの決済金がある場合もあります。

<https://www.furano.ne.jp/midorinet>

用水路等の 転落防止について

毎年、五月一日より八月末日まで各用水路に排水を行っております。また代掻期は排水路も水深が深くなり、幼児・児童

童にとって大変危険な場所になります。

本土地改良区においても、危険箇所には「サク・フタ」等の安全施設を整備し、ポスターの配布や各行政の防災無線で事故防止の呼びかけをしております。「用水路等の付近で遊ばせない・近寄らない」をモットーに幼児・児童が危険と思われる場所で遊んでいたら「あぶないよ」と一声掛ける等、各家庭・地域においてもご指導ご協力をよろしく願います。

用排水施設及び 土地改良施設への ゴミ投棄は止めましょう

用排水路等にゴミや草を捨てる事で水路が詰まり水が溢れ、皆様の大事な財産である農地が冠水する、あるいは土地改良施設が壊れる事が想定されます。用排水路等へのゴミ投棄は絶対しない様、地域ぐるみのご協力をお願いします。

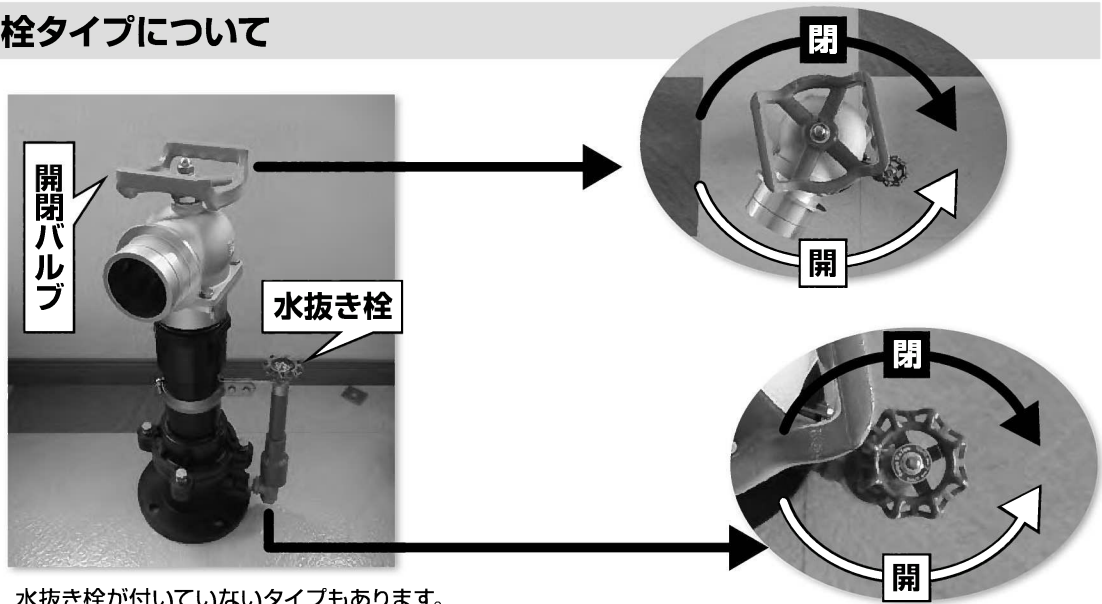
土地改良区用地に 物を置くのは止めましょう

当土地改良区の所管する管理用道路等の用地は公共の土地となります。農機具等個人の所有物を長期にわたって用地に放置することは、施設維持管理上支障となります。ご理解とご協力をお願いします。

パイプラインバルブ等の操作方法と落水後の管理について

パイプライン水路で一番気を付けなければならないことは、一気に水を流し込んだり、止めたりすることです。各圃場での取水においても同じで**開閉等の操作はゆっくり行ってください**。特にボールバルブは、一気に開閉することができますので十分に注意して操作を行ってください。また、落水後は各圃場の分水（給水）バルブは必ず開けて冬期間の凍結による破損防止に努めて下さい。（破損した場合の補修、交換は自己負担となります）

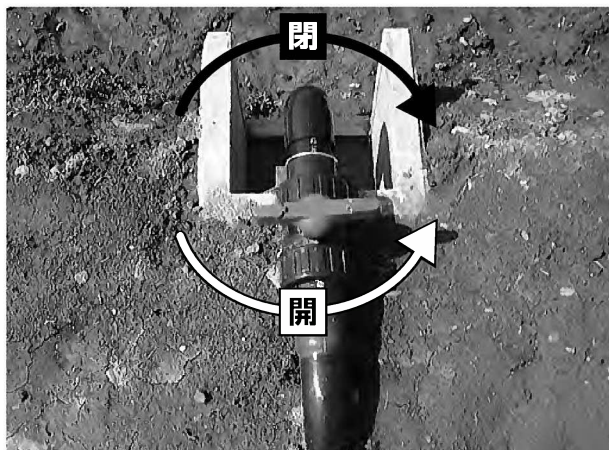
給水栓タイプについて



- ※ 水抜き栓が付いていないタイプもあります。
- ※ 直分工バルブは概ね16回転で全開閉できます。

- 使用時：水抜き栓を閉め、開閉バルブで水の操作を行う。
- 非使用時：開閉バルブ及び水抜き栓を閉める。
- 落水時：冬期間は凍結によるバルブ損傷の恐れがあるため、降雪前に各自で開閉バルブ及び水抜き栓を開け、水抜きを行ってください。

ボールバルブタイプについて

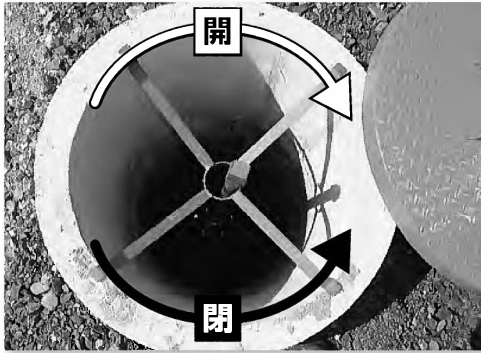


操作はゆっくり、確実に！

管理方法は基本的に給水栓タイプと変わりませんが、90度のハンドル操作で全開閉ができるため、急な操作をすると漏水事故の原因となる場合があります。気を付けてください。

落水時の注意点は、全開閉状態ではバルブ内に水が残ります。凍結による破損防止のため、ハンドルを45度の角度にしてください。

仕切り弁バルブについて



仕切り弁バルブは、T字ハンドルにより時計回りで開放します。『の開き』と覚えてください。

バルブ操作は急な操作をしないよう気を付けてください。

また、落水時は凍結防止のため開放してください。

※開閉の仕方が他のものと逆なので注意してください

空気弁について

ゴミなどがフロート弁体に付着し空気孔から漏水していたら、直下の副弁を止水方向に切り替え、孔内の水抜きをした後、分解して清掃してください。

副弁は3方向（泥吐・中立・止水）の切替タイプを使用しています。常時中立（真上を向いた状態）で利用してください。

冬期間は、強制排気弁を必ず開けてください。

施設管理に伴う安全管理体制と対策について

土地改良施設（用水・排水・農道等）は、組合員みなさんの適正な維持管理により保たれています。しかし、その維持管理作業には大きな危険も隠れています。

あらためて管理作業をしていただく上で、土地改良区として安全管理体制と対策を講じ、安全な作業環境の下で組合員みなさんが作業できるように整えていきます。ご協力をお願いいたします。

《土地改良区が行う対策》

- ①施設周辺にある危険と判断される障害等については、外注により処理し安全を確保する。
- ②施設周辺の作業上危険な場所や区間を整理、その要因を排除し安全に作業が出来るように安全対策を講ずる。

《安全管理のため、以下の手順を踏まえ作業をお願いいたします。》

1. 事前連絡

- 施設の維持管理作業計画を立てた際は、事前に改良区へ連絡して下さい。

【連絡内容】 ①作業実施日時 ②作業場所、施設名 ③作業内容

2. 事前確認 (現地調査)

- 1. の連絡を踏まえ、現地で管理組合・保全会役員と職員が立会し、次の項目を確認します。

【確認内容】 ①作業上の危険性 ②作業の難易度 ③直営実施及び外注処理の仕分け

3. 作業実施

- ・草刈り、伐木
- ・土砂上げ
- ・軽微な施設補修等

- 2. の確認後、次の点に留意し作業の実施をお願いいたします。

【留意事項】

- ◎作業時には管理監督者を設置する事
 - ・監督者が作業状況や周辺の状況を見ながら危険を回避する。
- ◎安全装備着用の徹底
 - ・ヘルメットの着用（※改良区で貸し出し用を用意しております。）

《連絡先》 富良野土地改良区 工務課 TEL 0167-44-2131

山手幹線用水路掛かりの組合員へのお願い

山手幹線掛かりの農業用水は、8月末日の取水終了後山手幹線内に貯留している水を防除用水やハウス野菜のかん水に使っています。

近年、貯めた水が1週間程度でなくなってしまう状況が続いていましたが、FAXや町内放送、広報車による施設点検等のお願いを行った以降は、組合員皆様のご協力により地域によっての差はありますが、9月末まで水を使えるようになりました。

今後も8月下旬の断水に向けた準備の際には、パイプラインの末端にある排泥弁が閉まっていることを確認していただくと共に、暗渠清掃を行う場合は、かんがい期間内（5/1～8/31）に終わらせるようにご協力をお願いします。

かんがい期間外に使える貴重な水です。有効に使えるよう、今年度も組合員皆様のご協力をお願い申し上げます。

また10月末の落水時は、各排泥弁や給水栓を清掃及び冬期間における凍結防止のために開けていただき、春の通水前には閉めることを忘れずに行ってください。ここ数年給水栓を開けたままにしていたため、春の通水時に水浸しになるという事案が発生しています。よろしくお願いたします。

職員募集のお知らせ

募集職種 土木技術職（一般） 1名

応募資格

- ・ 昭和54年4月2日以降の出生で、高等学校卒業以上の者
- ・ 普通自動車免許所持（AT限定不可）
- ・ 一般土木、農業土木関係等の職務経験があれば尚可

受付期間 随時募集しています。

試験内容 書類審査、教養試験、小論文、面接

業務内容

- ・ 土地改良事業に係る工事の設計、積算及び施工管理業務
- ・ 事業によって造成された施設の維持管理業務

令和2年度 水土里ネットからのスタッフ



桑田工務課長



青山整備課長



鈴木理事長



山田参事



清野総務課長

【工務課】



久保田主幹



本田主幹

○工務係

- ・ 工事事務 ・ ソフト事業
- ・ 農地維持、資源向上支払交付金



海老名工務係



出合工務係



杉木工務係



小西工務係

平川工務係 (R3.3.1まで休職)

○維持係

- ・ 維持管理事業 ・ 団体営事業
- ・ 障害防止対策事業



岡本維持係



佐藤維持係



日下維持係



山崎維持係

【整備課】



中村主幹

○整備第1係

- ・ 国営事業 ・ 道営事業



鈴木整備第1係長



中島整備第1係



櫻庭整備第1係



川久保整備第1係

佐々木整備第1係 (R2.10.6まで育児休業)

○整備第2係

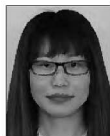
- ・ 国営事業 (農地再編整備事業)
- 中富良野町農業センター出向



輪島整備第2係長



奥山整備第2係



澤井整備第2係



中井整備第2係

【総務課】



浦瀧主幹

○総務係

- ・ 企画調整 ・ 各会議 ・ 定款 ・ 規約
- ・ 諸規程 ・ 経理 ・ 予算 ・ 決算



五十嵐総務係主任



木村総務係



久慈総務係

○管理係

- ・ 組合員資格得喪 ・ 賦課金
- ・ 決済金



原田管理係主任



北川管理係



関管理係

各施設管理補助員

空知川地区

布部川頭首工・山手幹線用水路



成田
施設管理補助員



橋本
施設管理補助員



小林
施設管理補助員



深瀬
施設管理補助員

フラヌイ地区

日新ダム



阿部
施設管理補助員

東中地区



秋山
施設管理補助員

任期満了に伴う総代選挙のお知らせ

本年6月21日をもって現任総代の任期（4年）が満了となります。これに伴い総代選挙が6月8日(月)に執行されます。

I 選挙期日（投票日）

令和2年6月8日(月)（任期満了：6月21日）

※但し候補者が定数を超えない場合、投票を行いません。

II 選挙区と定数

選挙区	選挙区域	定数
第1区	草分地区	7人
第2区	東中地区	7人
第3区	富良野平原地区	17人
第4区	扇山地区	3人
第5区	東郷地区	11人
合 計		45人

III 選挙権と被選挙権

選挙権：所属する選挙区において、組合員一人につき一票

被選挙権：組合員で年齢が20才以上（選挙期日現在）で禁固以上の刑に処せられて執行中ではない者及び法人たる組合員

IV 立候補等の届出

届出期間：**6月1日(月)から2日(火)の2日間**（所定の様式による）
（午前8時30分から午後5時まで）

届出場所：**富良野土地改良区**（中富良野町丘町7番18号）

※ご不明な点がございましたら富良野土地改良区 総務課総務係へお問い合わせください。
(TEL 44-2131)

編集後記

連日新型コロナウイルスに関する報道がされています。当区においても二月から四月にかけて開催予定であった総代協議会、各地区懇談会及び維持管理会議の中止、通常総代会における書面議決の実施等の影響が出ております。

組合員の皆様におかれましては、これから営農が本格的に始まる時期でご多忙かと思いますが、どうぞご自愛ください。

五十嵐

本年度の四月より勤務させていただいております。仕事で分からない部分は多くありますが、先輩方からご指導いただき、多くのことを学び日々成長していきたいです。どうぞよろしくお願いたします。



工務課工務係技師補
出合 周一郎

新人職員の挨拶

○令和二年四月一日付